

南島原市監査委員公表第2号

平成29年12月22日付け29南監第117号で報告した財政援助団体等監査の結果に対し、措置の状況について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成30年3月20日

南島原市監査委員 中村良治

南島原市監査委員 黒岩英雄

財政援助団体等監査の結果に基づく措置の状況

29南監第117号（平成29年12月22日付）分

福祉保健部 福祉課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>(1) 社会福祉協議会に対する指導監督について</p> <p>社協支所においては、市から補助金が交付されている協議会支部の事務局の通帳と印鑑について、担当職員が一人で管理している事例が一部見受けられた。不正防止の観点から、管理上の分担に関する指導を行い、所管担当課としての責務に努められたい。</p> <p>また、補助金額の算定については、制度全般の透明性を確保するという観点からも、社協との連携をより密に図り、地域福祉事業の推進を検討した上で精査していく必要があると考える。</p>	<p>通帳と印鑑の管理については、担当者と課長（支所においては支所長）で分けて管理するように指導を徹底いたしました。</p> <p>補助金の使途については、補助金を充当する経費（職員給料、諸手当等）を明確にし、使途状況がわかる資料を作成するように指導いたします。</p>